

## 日本型直接支払交付金交付要綱

制定 平成27年4月1日平26農村整備第1564号  
最終改正 令和4年5月20日令4農村整備第223号

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、日本型直接支払交付金(以下「交付金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 日本型直接支払交付金は、規則第2条第1項第3号に規定する給付金とする。

### (目的)

- 第2条 この交付金は、下記要綱・要領に基づいて実施される日本型直接支払制度に係る交付金であり、地域の共同活動や中山間地域等における耕作放棄の発生の防止、自然環境の保全に資する農業活動を支援することによって、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ることを目的とする。
- ア 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面的実施要綱」という。)
- イ 多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「多面的実施要領」という。)
- ウ 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間実施要領」という。)
- エ 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「環境交付等要綱」という。)
- オ 環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「環境実施要領」という。)
- カ 日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。)
- キ 日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知。平成28年4月1日付け27農振第2219号農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。)

### (交付金の交付の対象及び交付率)

- 第3条 市町及び推進組織(多面的実施要綱別紙4に定める組織。以下同じ。)が行う事業に要する経費について、県交付金の額は、別表1に定めるとおりとする。

### (交付金の交付の方法)

- 第4条 知事は、交付金の交付に当たっては、市町及び推進組織が交付金を交付するのに必要な経費について、国から県に交付される交付金に、県負担分を加えることにより交付する。
- ただし、推進交付金(多面的機能支払推進交付金、中山間地域等支払推進交付金及び環境保全型農業直接支払推進交付金をいう。以下同じ。)の交付に当たっては、市町及び推進組織が必要な経費について、国から県に交付される交付金を交付する。

### (交付金の交付の申請)

- 第5条 第3条で定める交付金の交付の申請をしようとする市町及び推進組織は、交付金交付申請書(別記第1号様式)を知事が定める期日までに提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知する。

### (事業計画の変更等に係る承認の申請)

- 第6条 規則第4条第1項の規定により交付金の交付の通知を受けた市町及び推進組織(以下「交付市町等」という。)は、事業計画の内容に変更を加えようとするときは、速やかに交付金変更承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、別表2に定める変更以外の変更とする。

(事業の遂行状況の報告)

第 7 条 交付市町等は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、遂行状況報告書(別記第3号様式)を作成し、当該年度の1月20日までに知事に報告しなければならない。  
ただし、知事が別に定める概算払請求書(別記第4号様式)をもって代えることができるものとする。

(実績報告)

第 8 条 交付市町等は、実績報告書(別記第5号様式)を作成し、知事に報告しなければならない。

- 2 第1項の実績報告書は、事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(交付金の交付)

第 9 条 規則第12条の規定により交付金の額の確定の通知を受けた市町等は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、規則第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により交付金を交付することができる。
- 3 前項の規定による概算払により交付金の交付を受けようとする交付市町等は、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(事業の着手)

第 10 条 事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、市町及び推進組織は、その理由を明記した交付決定前着手届を別記第7号様式により知事に提出するものとする。

- 2 (1)のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、市町及び推進組織は、事業の内容が的確となり、かつ、推進交付金の交付が確実にってから着手するものとする。また、この場合においても、市町及び推進組織は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上で行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (平成27年4月1日付け平26農村整備第1564号)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。
- 2 平成27年度においては、平成26年度の活動計画書から変更がない活動については、事業計画が認定されるまでの期間において、平成26年度末時点の多面的機能支払交付金の支出残額については、この要綱に基づく農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の経理に含めることができるものとする。
- 3 平成26年度の多面的機能支払交付金に係る地域協議会推進事業のうち、平成27年度に実施する実施状況及び実績の報告等については、推進組織が定められた要綱基本方針が多面的実施要綱別紙3の第2の3の(2)に基づき地方農政局長等の同意を得るまでの間、多面的実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号)により承認された地域協議会が、この要綱に基づく推進組織推進事業に係る多面的機能支払推進交付金により実施することができるものとする。
- 4 平成26年度の多面的機能支払交付金に係る地域協議会推進事業のうち、平成27年度に実施する実施状況及び実績の報告等については、推進組織が多面的実施要綱に基づく推進組織推進事業に係る多面的機能支払推進交付金により実施することができるものとする。
- 5 平成27年度においては、この要綱に基づく推進組織推進事業について、要綱基本方針が多面的実施要綱別紙3の第2の3の(2)に基づき地方農政局長等の同意を得るまでの間、多面的実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号)により承認された地域協議会が行うことができるものとする。

附 則(平成28年4月1日付け平28農村整備第182号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則(平成29年4月1日付け平29農村整備第34号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年4月2日付け平30農村整備第151号)

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年4月1日平31農村整備第147号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年4月1日付け令2農村整備第125号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年10月30日付け令2農村整備第930号)

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年8月10日付け令3農村整備第567号)

この要綱は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和4年5月20日付け令4農村整備第223号)

この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表1

その1 《多面的機能支払》

事業	経費	交付率																								
1 農地維持支払交付金	市町が対象組織に対し交付する経費	<p>対象農用地(多面的実施要綱別紙1第3に掲げる対象農用地)の地目別面積(a単位)×地目別交付単価(10a当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1070 360 1476 517"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000円(4,000円)</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000円(2,600円)</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250円( 330円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4                      ※事業計画に定める活動期間中又は、実施期間終了年度が平成29年度であって平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において、新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に当該活動期間中に限り交付単価に加算(小規模集落支援)でき、加算後の交付単価は括弧内の金額とする。(ただし、加算額上限は、20万円/小規模集落及び、40万円/対象組織とする。)</p>	地目	交付単価 (10a当たり)	田	3,000円(4,000円)	畑	2,000円(2,600円)	草地	250円( 330円)																
地目	交付単価 (10a当たり)																									
田	3,000円(4,000円)																									
畑	2,000円(2,600円)																									
草地	250円( 330円)																									
2 資源向上支払交付金	(1)地域資源の質的向上を図る共同活動市町が対象組織に対し交付する経費	<p>対象農用地(多面的実施要綱別紙2第3に掲げる対象農用地)の地目別面積(a単位)×地目別交付単価(10a当たり)</p> <p>ア 基本単価</p> <table border="1" data-bbox="1070 1032 1476 1189"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>2,400円(1,800円)</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,440円(1,080円)</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>240円( 180円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4</p> <p>イ 継続地区の交付単価                      市町から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び、資源向上活動(長寿命化)の対象農用地の交付単価はア、ウ、エ及びオの括弧内の単価とする</p> <p>ウ 多面的機能の増進に向けた活動を行う場合の加算単価                      (多面的実施要綱別紙2第6の2(1)ウaによるもの)</p> <table border="1" data-bbox="1070 1592 1476 1749"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>加算単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>400円( 300円)</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>240円( 180円)</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>40円( 30円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4</p> <p>エ 農村協働力の深化に向けた活動を行う場合の加算単価                      (多面的実施要綱別紙2第6の2(1)ウbによるもの)</p> <table border="1" data-bbox="1070 1906 1476 2063"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>加算単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>400円( 300円)</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>240円( 180円)</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>40円( 30円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4</p>	地目	交付単価 (10a当たり)	田	2,400円(1,800円)	畑	1,440円(1,080円)	草地	240円( 180円)	地目	加算単価 (10a当たり)	田	400円( 300円)	畑	240円( 180円)	草地	40円( 30円)	地目	加算単価 (10a当たり)	田	400円( 300円)	畑	240円( 180円)	草地	40円( 30円)
地目	交付単価 (10a当たり)																									
田	2,400円(1,800円)																									
畑	1,440円(1,080円)																									
草地	240円( 180円)																									
地目	加算単価 (10a当たり)																									
田	400円( 300円)																									
畑	240円( 180円)																									
草地	40円( 30円)																									
地目	加算単価 (10a当たり)																									
田	400円( 300円)																									
畑	240円( 180円)																									
草地	40円( 30円)																									

事業	経費	交付率												
		<p>オ 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を行う場合の加算単価 (多面的実施要綱別紙2第6の2(1)ウcによるもの)</p> <table border="1" data-bbox="1070 383 1474 477"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>加算単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>400円( 300円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4</p> <p>カ 多面的機能の増進を図る活動の取り扱い ア及びイにおいて、多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。 ただし、市町から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び、資源向上活動(長寿命化)の対象農用地の交付単価は括弧内の単価とする。</p> <table border="1" data-bbox="1070 864 1474 1016"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>2,000円(1,500円)</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,200円( 900円)</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>200円( 150円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4</p>	地目	加算単価 (10a当たり)	田	400円( 300円)	地目	交付単価 (10a当たり)	田	2,000円(1,500円)	畑	1,200円( 900円)	草地	200円( 150円)
地目	加算単価 (10a当たり)													
田	400円( 300円)													
地目	交付単価 (10a当たり)													
田	2,000円(1,500円)													
畑	1,200円( 900円)													
草地	200円( 150円)													
	(2)施設の長寿命化のための活動 市町が対象組織に対し交付する経費	<p>対象農用地(多面的実施要綱別紙2第3に掲げる対象農用地)の地目別面積(a単位)×地目別交付単価(10a当たり)を上限額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1070 1182 1474 1335"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400円(3,666円)</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000円(1,666円)</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400円( 333円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4 ※多面的実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施行を実施しない活動組織にあつては、交付単価に5/6を乗じた額とする(ただし、交付単価は、国費は小数点以下切捨て整数止め+県費は国費の1/2)。 ※なお、多面的実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織にあつては、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。</p>	地目	交付単価 (10a当たり)	田	4,400円(3,666円)	畑	2,000円(1,666円)	草地	400円( 333円)				
地目	交付単価 (10a当たり)													
田	4,400円(3,666円)													
畑	2,000円(1,666円)													
草地	400円( 333円)													
	(3)活動組織の広域化・体制強化 市町が対象組織に対し交付する経費	<p>組織の広域化・体制強化に対する支援として、当該期間中に限り交付する。</p> <table border="1" data-bbox="1070 1850 1474 2074"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1組織当たり 交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3集落以上又は 50ha以上200ha未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>200ha以上1000ha未満 又は特定非営利活動法人</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>1000ha以上</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4</p>	区分	1組織当たり 交付額	3集落以上又は 50ha以上200ha未満	40,000円	200ha以上1000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000円	1000ha以上	160,000円				
区分	1組織当たり 交付額													
3集落以上又は 50ha以上200ha未満	40,000円													
200ha以上1000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000円													
1000ha以上	160,000円													

別表1

その2 < 中山間地域等直接支払 >

事業	経費	交付率																																																						
1 中山間地域等直接支払交付金	市町が対象協定に対し交付する経費	<p>対象となる農用地(中山間実施要領第4の2に掲げる対象農用地)の地目及び区分別面積(m<sup>2</sup>単位)×交付単価(m<sup>2</sup>当たり)                      (地目及び区分別面積(m<sup>2</sup>単位)×交付単価(10a当たり)×1/1000)</p> <p>ア 傾斜農用地等の10a当たりの交付単価(中山間実施要領第6の3(2)のAによるもの)</p> <table border="1" data-bbox="1070 611 1474 949"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価(10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草地</td> <td>急傾斜</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>普通比率の高い草地</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 加算措置                      (中山間実施要領第6の3(2)のイによるもの)                      (ア) 棚田地域振興活動加算</p> <table border="1" data-bbox="1070 1099 1474 1285"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価(10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>超急傾斜</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>超急傾斜</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。</p> <p>※棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。</p> <p>(イ) 超急傾斜農地保全管理加算</p> <table border="1" data-bbox="1070 1653 1474 1776"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価(10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。</p> <p>(ウ) 集落協定広域化加算</p> <table border="1" data-bbox="1070 1926 1474 2110"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価(10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地目	区分	交付単価(10a当たり)	田	急傾斜	21,000円	緩傾斜	8,000円	畑	急傾斜	11,500円	緩傾斜	3,500円	草地	急傾斜	10,500円	緩傾斜	3,000円	普通比率の高い草地	1,500円	採草放牧地	急傾斜	1,000円	緩傾斜	300円	地目	区分	交付単価(10a当たり)	田	急傾斜	10,000円	超急傾斜	14,000円	畑	急傾斜	10,000円	超急傾斜	14,000円	地目	交付単価(10a当たり)	田	6,000円	畑	6,000円	地目	交付単価(10a当たり)	田	3,000円	畑	3,000円	草地	3,000円	採草放牧地	3,000円
地目	区分	交付単価(10a当たり)																																																						
田	急傾斜	21,000円																																																						
	緩傾斜	8,000円																																																						
畑	急傾斜	11,500円																																																						
	緩傾斜	3,500円																																																						
草地	急傾斜	10,500円																																																						
	緩傾斜	3,000円																																																						
	普通比率の高い草地	1,500円																																																						
採草放牧地	急傾斜	1,000円																																																						
	緩傾斜	300円																																																						
地目	区分	交付単価(10a当たり)																																																						
田	急傾斜	10,000円																																																						
	超急傾斜	14,000円																																																						
畑	急傾斜	10,000円																																																						
	超急傾斜	14,000円																																																						
地目	交付単価(10a当たり)																																																							
田	6,000円																																																							
畑	6,000円																																																							
地目	交付単価(10a当たり)																																																							
田	3,000円																																																							
畑	3,000円																																																							
草地	3,000円																																																							
採草放牧地	3,000円																																																							

事業	経費	交付率																				
		<p>※1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。</p> <p>(エ)集落機能強化加算</p> <table border="1" data-bbox="1070 367 1474 551"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。</p> <p>※集落機能強化加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。</p> <p>(オ)生産性向上加算</p> <table border="1" data-bbox="1070 797 1474 981"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価 (10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。</p> <p>※生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。</p> <p>※集落協定にあつては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、中山間実施要領第6の2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定にあつては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、アに掲げる交付単価に0.8を乗じた額とするとともに、イの(ア)及び(ウ)から(オ)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。</p> <p>また、イにおいて、同一農用地を対象として複数の加算の交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、イに掲げる単価より1,000円を減じた額とする。</p> <p>※交付金は、アにより算定した交付金額にイの加算措置相当の交付金額を加えて算定する。金額は、円単位として、小数第1位を切り捨て整数止めとする。</p> <p>※交付金は、予算の範囲内で交付する。国、県及び市町の負担割合は、国1/2、県1/4、市町1/4とする。ただし、特認地域については、一律1/3とする。(特認地域とは、中山間実施要領第4の1の(10)に基づき知事が定める基準に該当する地域をいう。)</p>	地目	交付単価 (10a当たり)	田	3,000円	畑	3,000円	草地	3,000円	採草放牧地	3,000円	地目	交付単価 (10a当たり)	田	3,000円	畑	3,000円	草地	3,000円	採草放牧地	3,000円
地目	交付単価 (10a当たり)																					
田	3,000円																					
畑	3,000円																					
草地	3,000円																					
採草放牧地	3,000円																					
地目	交付単価 (10a当たり)																					
田	3,000円																					
畑	3,000円																					
草地	3,000円																					
採草放牧地	3,000円																					

別表1

その3 《環境保全型農業直接支払》

事業	経費	交付率																															
1 環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動(以下「対象活動」という。)に取り組む農業者の組織する団体等に対し、市町等が交付する経費	<p>対象活動実施面積(環境交付等要綱別紙第1の3に規定する農地で、農地の面積は、本地面積とし、畦畔、法面を含まない。)×交付単価(円/10a)を上限額とし、環境実施要領別記3に基づいた交付額とする。</p> <p>対象活動別交付単価(10aあたり)</p> <table border="1" data-bbox="1070 479 1476 2076"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 479 1353 506">対象活動</th> <th data-bbox="1353 479 1476 506">交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 506 1353 770">1 化学肥料及び化学合成農薬の使用を山口県の慣行基準から原則として5割以上低減する取組(以下「5割低減の取組」という。)と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 506 1476 770">3,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 770 1353 891">2 5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 770 1476 891">4,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 891 1353 990">3 5割低減の取組とリビングマルチ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 891 1476 990">4,050円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 990 1353 1137">4 5割低減の取組とリビングマルチを組み合わせた取組で、小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合</td> <td data-bbox="1353 990 1476 1137">2,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1137 1353 1236">5 5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 1137 1476 1236">3,750円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1236 1353 1335">6 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 1236 1476 1335">2,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1335 1353 1433">7 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 1335 1476 1433">600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1433 1353 1496">8 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 1433 1476 1496">600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1496 1353 1644">9 有機農業の取組(このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)の加算)</td> <td data-bbox="1353 1496 1476 1644">9,000円 (1,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1644 1353 1742">10 有機農業の取組のうち、環境実施要領第5に規定する主作物</td> <td data-bbox="1353 1644 1476 1742">2,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1742 1353 1841">11 5割低減の取組と冬期湛水管理(有機質肥料施用、畦補強等実施)を組み合わせた取組</td> <td data-bbox="1353 1742 1476 1841">6,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1841 1353 1904">①:うち、畦補強を行わない場合</td> <td data-bbox="1353 1841 1476 1904">5,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1904 1353 2002">②:うち、有機質肥料の施用実績がない場合</td> <td data-bbox="1353 1904 1476 2002">3,750円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 2002 1353 2076">③:①、②の両方に該当する場合</td> <td data-bbox="1353 2002 1476 2076">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		対象活動	交付単価	1 化学肥料及び化学合成農薬の使用を山口県の慣行基準から原則として5割以上低減する取組(以下「5割低減の取組」という。)と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,300円	2 5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	4,500円	3 5割低減の取組とリビングマルチ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	4,050円	4 5割低減の取組とリビングマルチを組み合わせた取組で、小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合	2,400円	5 5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	3,750円	6 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	2,250円	7 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	600円	8 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	600円	9 有機農業の取組(このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)の加算)	9,000円 (1,500円)	10 有機農業の取組のうち、環境実施要領第5に規定する主作物	2,250円	11 5割低減の取組と冬期湛水管理(有機質肥料施用、畦補強等実施)を組み合わせた取組	6,000円	①:うち、畦補強を行わない場合	5,250円	②:うち、有機質肥料の施用実績がない場合	3,750円	③:①、②の両方に該当する場合	3,000円
対象活動	交付単価																																
1 化学肥料及び化学合成農薬の使用を山口県の慣行基準から原則として5割以上低減する取組(以下「5割低減の取組」という。)と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,300円																																
2 5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	4,500円																																
3 5割低減の取組とリビングマルチ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	4,050円																																
4 5割低減の取組とリビングマルチを組み合わせた取組で、小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合	2,400円																																
5 5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	3,750円																																
6 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	2,250円																																
7 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	600円																																
8 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	600円																																
9 有機農業の取組(このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)の加算)	9,000円 (1,500円)																																
10 有機農業の取組のうち、環境実施要領第5に規定する主作物	2,250円																																
11 5割低減の取組と冬期湛水管理(有機質肥料施用、畦補強等実施)を組み合わせた取組	6,000円																																
①:うち、畦補強を行わない場合	5,250円																																
②:うち、有機質肥料の施用実績がない場合	3,750円																																
③:①、②の両方に該当する場合	3,000円																																

事業	経費	交付率		
		<table border="1"> <tr> <td>12 有機農業の取組の拡大に向けた環境実施要領第4の1(10)に規定する活動</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施すること</p>	12 有機農業の取組の拡大に向けた環境実施要領第4の1(10)に規定する活動	3,000円
12 有機農業の取組の拡大に向けた環境実施要領第4の1(10)に規定する活動	3,000円			

その4 《日本型直接支払推進交付金》

事業	経費	交付率
多面的機能支払推進交付金	市町及び推進組織が推進交付金交付等要綱(別紙1)第2及び第3に掲げる事業を行うのに要する経費	定額
中山間地域等直接支払推進交付金	市町及び推進組織が推進交付金交付等要綱(別紙2)第2及び第3に掲げる事業を行うのに要する経費	定額
環境保全型農業直接支払推進交付金	市町及び推進組織が推進交付金交付等要綱(別紙3)第2及び第3に掲げる事業を行うのに要する経費	定額

別表2

《日本型直接支払推進交付金》

事業	重要な変更
	事業内容等の変更 経費の配分の変更
多面的機能支払推進交付金	
中山間地域等直接支払推進交付金	
環境保全型農業直接支払推進交付金	

別記第1号様式（第5条関係）

年度 日本型直接支払交付金 交付申請書

番  
年

月

号  
日

山口県知事 様

市町長

又は

〔推進組織〕

住所

団体名

代表者名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、日本型直接支払交付金交付要綱第5条の規定により、金〇〇〇〇円（該当なし）の交付を申請します。

記

（添付資料）

注1）申請内容に対応する別紙を添付すること。

多面的機能支払交付金 別紙1-1

中山間地域等直接支払交付金 別紙1-2

環境保全型農業直接支払交付金 別紙1-3

日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業） 別紙2

日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業） 別紙2

日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業） 別紙2

(別紙1-1)

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 農地維持支払交付金交付計画 (又は実績)

ア. 基本単価

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
田 ①						
基本単価	3,000					
畑 ②						
基本単価	2,000					
草地 ③						
基本単価	250					
計 ①+②+③						

イ. 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
田 ①						
加算単価	1,000					
加算上限を適用する						
畑 ②						
加算単価	600					
加算上限を適用する						
草地 ③						
加算単価	80					
加算上限を適用する						
1集落あたり加算上限を 適用する集落 ④	200,000(円/集落)					
1組織あたり加算上限を 適用する組織 ⑤	400,000(円/組織)					
面積計 ①+②+③ 交付額計 ①+②+③+④+⑤						

(注) 1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の 対象組織数

(2)資源向上支払交付金交付計画（又は実績）

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア)基本単価

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
田 ①						
新規地区の基本単価	2,400					
新規地区の基本単価×5/6	2,000					
継続地区の交付単価	1,800					
継続地区の交付単価×5/6	1,500					
畑 ②						
新規地区の基本単価	1,440					
新規地区の基本単価×5/6	1,200					
継続地区の交付単価	1,080					
継続地区の交付単価×5/6	900					
草地 ③						
新規地区の基本単価	240					
新規地区の基本単価×5/6	200					
継続地区の交付単価	180					
継続地区の交付単価×5/6	150					
計 ①+②+③						

(イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
田 ①						
加算単価	400					
畑 ②						
加算単価	240					
草地 ③						
加算単価	40					
計 ①+②+③						

加算措置の  
対象組織数

--

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
田 ①						
加算単価	400					
畑 ②						
加算単価	240					
草地 ③						
加算単価	40					
計 ①+②+③						

加算措置の 対象組織数

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
田						
加算単価	400					
計						

加算措置の 対象組織数

イ. 施設の長寿命化のための活動

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
田 ①						
交付単価	4,400					
交付単価×5/6	3,666					
1集落200万円						
畑 ②						
交付単価	2,000					
交付単価×5/6	1,666					
1集落200万円						
草地 ③						
交付単価	400					
交付単価×5/6	333					
1集落200万円						
保安全管理する区域内に 存在する集落数 ④	2,000,000 <sub>(円/集落)</sub>					
交付上限額 計 ①+②+③+④						
交付額						

(注1) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価 (円/組織)	対象組織数 (組織)	交付額(円)			
			国	県	市町	計
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000					
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法	80,000					
1,000ha以上	160,000					

※ 対象組織別の内訳を添付のこと。

(注) 経過措置として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知)に基づく向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の実施計画(実績)がある場合は、エの下部に「オ. 高度な農地・水の保全活動」として、当該活動にかかる地目及び交付単価毎の対象農用地面積、交付額、備考欄を設け、必要事項を記載するものとする。

3 経費の配分

(単位:円)

区分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分			
		国	県	市町	その他
1. 農地維持支払交付金					
2. 資源向上支払交付金(共同活動)					
3. 資源向上支払交付金(長寿命化)					
計					

4 事業完了予定(又は事業完了)年月日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
(1) 国費					
(2) 県費					
(3) 市町費					
計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
(1) 国費					
(2) 県費					
(3) 市町費					
計					

※ 交付申請額の右側に括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(別紙1-2)

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 中山間地域等直接支払交付金交付計画(又は実績)

(単位: m<sup>2</sup>、円)

区 分	交付対象面積					交 付 額							
	内棚田 地域振 興活動 算	内超急 傾斜農 地保全 管理加 算	内集落 協定広 域化加 算	内集落 機能強 化加算	内生産 性向上 加算	内棚田 地域振 興活動 算	内超急 傾斜農 地保全 管理加 算	内集落 協定広 域化加 算	内集落 機能強 化加算	内生産 性向上 加算	内国費	内県費	内市町 費
田 ①													
急傾斜													
小区画・不整形													
緩傾斜													
高齢化率・耕作放棄率													
特認基準													
特認地域													
畑 ②													
急傾斜													
緩傾斜													
高齢化率・耕作放棄率													
特認基準													
特認地域													
草地 ③													
急傾斜													
草地比率													
緩傾斜													
高齢化率・耕作放棄率													
特認基準													
特認地域													
採草放牧地 ④													
急傾斜													
緩傾斜													
特認基準													
特認地域													
合計(①+②+③+④)													

※集落協定及び個別協定に基づく交付対象面積及び交付額を記載する。

(2) 集落協定及び個別協定の締結予定(又は実績)

(単位: 件、戸、m<sup>2</sup>、円)

区 分	協定締結数	協定参加者数	交付農用地面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

## 3 経費の配分

(単位:円)

区 分	交付総額	負担区分		
		国	県	市町
1 通常基準				
2 特認基準				
3 特認地域				
計				

## 4 事業完了予定(又は事業完了)年月日

## 5 収支予算(又は精算)

## (1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
(1)国費					
(2)県費					
(3)市町費					
計					

## (2)支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
(1)国費					
(2)県費					
(3)市町費					
計					

(別紙1-3)

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 交付対象面積計画(実績)

組織名 又は氏名	支援対 象農業 者数 (名)	合計	対象活動の実施面積(a)								
			堆肥 の施 用の 取組	カバーク ロップ の取 組	草生 栽培 の取 組	秋耕 の取 組	有機 農業 の取 組(加 算な し)	有機 農業 の取 組(加 算有 り)	有機 農業 の取 組(そ ば等・ 飼料 作物)	有機 農業 の取 組拡 大	(地域 特認 取組)
合計											

※枠が不足する場合は、追加又は別紙とすること

3 経費の配分

(単位:円)

区 分	交付総額	負担区分		
		国	県	市町
環境保全型 農業直接支 払交付金				

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
(1) 国費					
(2) 県費					
(3) 市町費					
計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
環境保全型 農業直接支 払交付金					
計					

5 事業完了予定(又は事業完了)年月日

(別紙2)

1 事業の目的

--

2 事業計画及びその内容

(添付資料)

3 経費の配分 (単位:円)

区 分	交付総額	負担区分		
		国	県	市町 (又は推進組織)
市町推進事業 (又は推進組織 推進事業)				

4 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部 (単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国費					
県費					
市町費 (又は推進組織費)					
合計					

(2) 支出の部 (単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
市町推進事業 (又は推進組織 推進事業)					

5 事業完了予定(又は事業完了)年月日

注1) 「1 事業の目的」には、対象とする事業名を記載すること。

- 日本型直接支払推進交付金 (多面的機能支払交付金に係る市町村推進事業)
- 日本型直接支払推進交付金 (中山間地域等直接支払交付金に係る市町村推進事業)
- 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金に係る市町村推進事業)
- 日本型直接支払推進交付金 (多面的機能支払交付金に係る推進組織推進事業)
- 日本型直接支払推進交付金 (中山間地域等直接支払交付金に係る推進組織推進事業)
- 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金に係る推進組織推進事業)

注2) 日本型直接支払推進交付金実施要領 第3に基づく次の資料を添付すること。

- 多面的機能支払推進交付金 (別紙2-1・別紙2-1別添)
- 中山間地域等直接支払推進交付金 (別紙2-2・別紙2-2別添)
- 環境保全型農業直接支払推進交付金 (別紙2-3・別紙2-3別添)
- 多面的機能支払推進交付金 (別紙3-1・別紙3-1別添)
- 中山間地域等直接支払推進交付金 (別紙3-2・別紙3-2別添)
- 環境保全型農業直接支払推進交付金 (別紙3-3・別紙3-3別添)

別記第2号様式（第6条関係）

年度 日本型直接支払交付金 変更承認申請書

番  
年 月 号  
日

山口県知事 様

市町長

又は

〔推進組織〕  
住所  
団体名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、別紙のとおり計画を変更し〔金〇〇〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、日本型直接支払交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(添付資料)

注1) 金額の変更のない場合は〔 〕の部分は除くこと。

注2) 記載事項については、別記第1号様式の別紙に準ずる。

多面的機能支払交付金 別紙1-1

中山間地域等直接支払交付金 別紙1-2

環境保全型農業直接支払交付金 別紙1-3

日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業） 別紙2

日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業） 別紙2

日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業） 別紙2

注3) また、変更内容が容易に比較対照できるように作成するものとし、「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は 変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記第3号様式（第7条関係）

年度 日本型直接支払交付金 遂行状況報告書

番 年 月 号 日

山口県知事 様

市町長  
又は  
〔推進組織〕  
住所  
団体名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払交付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付金事業に係る事業の遂行状況を報告します。

記

1. 事業遂行状況

区分	事業費 (A) 円	出来高 (B) ( 年 月 日) 円	進捗率 (B)/(A) %	備考
計				

注1) 「区分」の欄には、申請する事業名を記載すること。

- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金
- 多面的機能支払推進交付金
- 中山間地域等直接支払推進交付金
- 環境保全型農業直接支払推進交付金

注2) 「事業費」の欄には、総事業費（国費＋県費＋市町費（又は推進組織費））を記載すること。

別記第4号様式（第7条、第9条の3関係）

年度 日本型直接支払交付金 概算払請求書

番 年 月 号 日

山口県知事 様

市町長  
又は  
〔推進組織〕  
住所  
団体名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった日本型直接支払交付金について、日本型直接支払交付金交付要綱第7条(第9条の3)の規定に基づき、下記のとおり概算払により交付されたく請求します。

なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

1. 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 請求金額の内訳

区分	県の交付金 交付決定額 (円)	既受領額 (円)	今回請求額 (円)	残額 (円)	事業完了 予定年月日	備考
計						

3. 事業遂行状況

区分	事業費 (A) 円	事業の遂行状況 (B) ( 年 月 日 ) 円	進捗率 (B)/(A) %	備考
計				

4. 事業の完了予定 年 月 日

注1) 交付決定が変更された場合は、備考欄にその全てを記入すること。

注2) 「区分」の欄には、申請する事業名を記載すること。

- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金
- 多面的機能支払推進交付金
- 中山間地域等直接支払推進交付金
- 環境保全型農業直接支払推進交付金

注3) 「事業費」の欄には、総事業費（国費＋県費＋市町費（又は推進組織費））を記載すること。

注4) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払い金額を記載すること。

別記第5号様式（第8条関係）

年度 日本型直接支払交付金 実績報告書

番  
年 月 号  
日

山口県知事 様

市町長  
又は  
〔推進組織〕  
住所  
団体名  
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知(及び 年 月 日付け第 号で変更通知)のあった交付金に係る事業について、別紙のとおり実施したので、日本型直接支払交付金交付要綱第8条の規定によりその実績を報告します。(なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を申請します。)

記

(添付資料)

注1) 記載事項については、別記第1号様式の別紙に準ずる。

多面的機能支払交付金 別紙1-1

中山間地域等直接支払交付金 別紙1-2

環境保全型農業直接支払交付金 別紙1-3

日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金に係る推進事業) 別紙2

日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業) 別紙2

日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業) 別紙2

注2) 補助金交付の決定に係る内容及び経費の配分(変更された場合は変更後の内容等)並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注3) 交付申請額の右側に括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別記第6号様式（第9条関係）

年度 日本型直接支払交付金 請求書

番  
年 月 号  
日

山口県知事 様

市町長  
又は  
〔推進組織〕  
住所  
団体名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった日本型直接支払交付金について、日本型直接支払交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり金〇〇〇〇円を交付されたく請求します。

記

1. 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 請求金額の内訳

区分	県の交付金 交付決定額 (円)	既受領額 (円)	今回請求額 (円)	残額 (円)	事業完了 予定年月日	備考
計						

注1) 交付決定が変更された場合は、備考欄にその全てを記入すること。

注2) 「区分」の欄には、申請する事業名を記載すること。

- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金
- 多面的機能支払推進交付金
- 中山間地域等直接支払推進交付金
- 環境保全型農業直接支払推進交付金

別記第7号様式（第10条関係）

年度 日本型直接支払交付金 交付決定前着手届

番  
年 月 号  
日

山口県知事 様

市町長  
又は  
〔推進組織〕  
住所  
団体名  
代表者名

日本型直接支払交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、市町（又は、推進組織）が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

区分	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

注1) 「区分」の欄には、申請する事業名を記載すること。

多面的機能支払交付金に係る市町推進事業  
中山間地域等直接支払交付金に係る市町推進事業  
環境保全型農業直接支払交付金に係る市町推進事業  
多面的機能支払交付金に係る推進組織推進事業  
中山間地域等直接支払交付金に係る推進組織推進事業  
環境保全型農業直接支払交付金に係る推進組織推進事業

注2) 「事業費」の欄には、総事業費（国費＋県費＋市町費（又は推進組織費））を記載すること。